公共施設等総合管理計画(改訂案)及び 公共施設再配置プラン(案)の パスリックコメントの実施結果について

令和5年3月

企画部 公共施設マネジメント課

公共施設等総合管理計画(改訂案)・公共施設再配置プラン(案)のパブリックコメント実施結果

(1) 実施期間

令和5年2月15日(水)から令和5年3月10日(金)まで

(2) 閲覧場所

市公式ホームページ、市役所1階ロビー、公民館、図書館、市民活動サポートセンター、公共施設マネジメント課窓口

(3)意見提出方法

郵送、FAX、電子メール、電子申請、または直接担当へ提出

(4) 周知方法

広報いせはら2月15日号に掲載

(5) 提出意見

3件(3名)

公共施設等総合管理計画(改訂案)に対する意見 1件(1名) 公共施設再配置プラン(案)に対する意見 2件(2名)

パブリックコメント意見への対応

■公共施設等総合管理計画(改訂案)に対する意見の対応

	対応区分	件数
Α	ご意見を踏まえ、計画に反映するもの	O件
В	ご意見の趣旨が既に計画案に反映されているもの	O件
С	今後、施策や事業の参考とするもの	O件
D	ご意見として承ったもの	1件

■公共施設再配置プラン(案)に対する意見の対応

	対応区分	件数
Α	ご意見を踏まえ、計画に反映するもの	O件
В	ご意見の趣旨が既に計画案に反映されているもの	O件
С	今後、施策や事業の参考とするもの	1件
D	ご意見として承ったもの	1件

公共施設等総合管理計画(改訂案)に対する意見と対応方針

No	頁	意見の内容	区分	対応方針
1	61	【子ども科学館】 科学館の展示物とプラネタリウムの更新に財政負担が発生しても、科学館は存続してほしいです。 理由としては 1 伊勢原市公式ホームページの閲覧件数で科学館のホームページは常に上位で、人気の施設であると考えられる。 2 市内だけでなく、市外からも観光バスをチャーターして、小学校の団体利用の需要がある。	D	今後の厳しい財政状況が続くことが見込まれる中で、すべての公共施設を現状のまま維持していくことは困難と考えています。 子ども科学館について、開館当時とは社会教育環境が大きく変化していることなども踏まえて、行政センター地区内の公共施設としての位置付けの中で、子ども科学館機能の見直しを含む今後のあり方について、検討を行っていきます。

公共施設再配置プラン(案)に対する意見と対応方針

No	頁	意見の内容	区分	対応方針
1		パブリックコメントに使用する資料の 改善を求めます。市役所の職員の方にといるでは、こういった資料を作成は別には別いては別には別いでしまが、市で、プライベートがあるなどで、分からで、方ができまとめて頂けないでしょうか。市はを当まとめて頂けないでしょうか。はいまました。現代ではありかけいで、会にはなりません。現代のははははい時間でも意見が言える程の分ので、対しているのはは、短い時間でも意見が言える程の分ので、意見を出して頂きたいで、意見を出して頂きたいで、意見を出いている。という視点を持つて頂きたいで、意見を出いて、意見を出いて、意見を出いて、意見を出いて、意見を出いて、意見を出いて、意見を出いて、意見を出いて、意見を出いて、意見を出いて、意見を出いて、意見を出いて、意見を出いて、またいう視点を持つて頂きたいで、意見を出いて、意見を出いて、意見を出いて、またいう視点を対して頂きたいで、意見を出いて、またいう視点を持つて、意見を出いて、またいう視点を対して頂きたいで、意見を出いて、またいう視点を対して頂きたいで、意見を出いて、またいう視点を対して頂きたいで、意見を出いて、またいる。	C	ご意見を踏まえ、公共施設等総合管理計画 及び公共施設再配置プランについて、市民の 皆様が理解しやすいように概要版や要点をま とめたダイジェスト版などを作成し、公表いた します。 また、ご意見につきましては、今後の市民説 明等の資料作成に当たっての参考とさせてい ただきます。

公共施設再配置プラン(案)に対する意見と対応方針

公園内にある施設に関しては公園法の 建ペい率制限を受けるため、新築建て 替えが難しく有効活用するにも限度が あります。以下に有効活用する案を示 します。 - 高森台児童館について、笠張公園の 一部を公用廃止し(行政財産→普通財 産にする)、普通財産になった土地を無 價で高森台自治会に貸付けてもらう。 - 児童館機能を有する建物を建設する				-	
公園内にある施設に関しては公園法の 建ペい率制限を受けるため、新築建て 替えが難しく有効活用するにも限度が あります。以下に有効活用する案を示 します。 「高森台児童館について、笠張公園の 一部を公用廃止し(行政財産→普通財産にする)、普通財産になった土地を無 償で高森台自治会に貸付けてもらう。 児童館機能を有する建物を建設する	N	0 頁	意見の内容(要旨)	区分	対応方針
土地のみ公用廃止してもらえれば、「伊 勢原市財産の交換、譲与、無償貸付等 に関する条例第4条(1)」の規定(普通財 産の無償貸与の話)に従って公共的団 体である高森台自治会に、当該土地を 無償で貸付けてもらい、地域の活動に より有効に活用する事ができるようにな ると思われます。			【高森台児童館】 公園内にある施設に関しては公園法の建ぺい率制限を受けるため、新築建て替えが難しく有効活用する案を示します。 高森台児童館について、笠張公園の一部を公用廃止し(行政財産→普通財産にする)、普通財産になった土地を無償で高森台自治会に貸付けてもらう。 児童館機能を有する建物を建設する土地のみ公用廃止してもらえれば貸当の表別産の表別でであるまりに従って公共の時に関する条例第4条(1)」の規定(普通財産の無償貸与の話)に従って公共の間体である高森台自治会に、地域の活動により有効に活用する事ができるようにな		高森台児童館の見直しについては、引き続 き、地元自治会と丁寧に協議を進めさせてい

公共施設再配置プラン(案)に対する意見(詳細)

No	頁	意見の内容(詳細)
2	73	歴史の内容(詳細) 伊勢原市公共施設等総合管理計画(改訂案)P52.53 ウ. 児童館について。 「旧耐震基準で建設した建物で老朽化が進んでいる施設については、原則として廃止(除却)します。なお、地域が施設の状況を理解した上で譲受けの意向がある場合は、無償譲渡について地元自治会と協議します。」とあるが、公園内にある施設に関しては公園法の建い事制限を受けるため、新築建で替えが難しく有効活用するにも限度があります。以下に有効活用する案を示します。ご検討の程、よろしくお願い致します。 高森台児童館に関しては、児童館入口に向かって右側の土地が広い公園敷地でありながら、全く有効に活用されていない。現在の児童館が立っている土地、または入口に向かってその右側に位置する土地を公用廃止し、普通財産にすることで、その土地が公園法による厳しい建べい率制限を受けなくてすむようになるため、高森台児童館を新築化できるようになり、より有効な土地、施設活用ができるようになるものと考えます。 ☆高森台児童館は都市公園(笠張公園)敷地内に建っている。公園内で新築する場合、公園法による制限のため現在の1/3規模にしかできない。 室張公園の一部を公用廃止し(行政財産→普通財産にする)、普通財産になった土地を無償で高森台自治会に貸付けてもらう。普通財産の土地であれば公園法の制限をうけない。 「都市公園法第十六条」によれば、公益上特別の必要がある場合、公園を廃止可能です。「公益上特別の必要がある場合」とは、「都市公園法運用指針4版」によれば、◆従来からの規定「その区域を都市公園の用に供しておくよりも、他の施設のために利用することの方が公益上より重要と判断される場合のことであり、その施設とは土地収用法第三条に規定する、土地収容可能な事業に用いる施設の事です。「土地収用法第三条三十二」には、「地方公共団体が設置する公共の用に供する施設」が挙げられており児童館機能を有する施設は、これに該当すると思われます。 ◆平成29年(2017年)に追加された規定「今後は人口減少等により設置目的を十分果たせなくなる都市公園が発生することも見込まれるため、地方公共団体が、地域の実情に応じ、都市機能の集約化の推進等を図るため、都市公園を廃止することも見込まれるため、地方公共団体が、地域の実情に応じ、都市機能の集約化の推進等を図るため、都市公園を廃止することの方が当該都市公園を存続させることよりも公益上より重要
		であると、客観性を確保しつつ慎重に判断した場合については、「公益上特別の必要がある場合」と解して差し支えない。」本追加規定により、地域の実情に応じて、以前より柔軟に公園を廃止する決定が可能となったため、従来の規定では公園廃止判断ができなくても、本規定に基づいて笠張公園の一部を公用廃止できると思われます。 <u>児童館機能を有する建物を建設する土地のみ公用廃止してもらえれば</u> 、「伊勢原市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例第4条(1)」の規定(普通財産の無償貸与の話)に従って公共的団体である高森台自治会に、当該土地を無償で貸付けてもらい、地域の活動により有効に活用する事ができるようになると思われます。